



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第330号
2017年8月14日
発行
日本共産党
八千代市議会議員団
八千代市大和田新田
312-5

地方税滞納者に容赦ない「差し押さえ」

地方税を滞納したため市からの「差し押さえ通告」で「銀行口座から生活費が下ろせなくて困っている」との相談が市民から相次いでいます。「差し押さえ通告」は、差し押さえを執行する前の段階ですが、口座から預金を降ろせなくなるなど事実上の「差し押さえ」です。

「差し押さえ」は、主に銀行預金、給料、生命保険の解約金などがされます。経済的理由から税金を納められない生活困窮者にとって、銀行預金はほとんどが生活費です。その一部とはいえ「差し押さえ」られれば「明日からの生活はどうしたらいいのか」と追い込まれます。



一律・機械的な「差し押さえ」を当然視

八千代市は2011年度に債権管理条例を制定し、債権管理課を設けて徴税体制を強化しました。税金を滞納した場合、市に一度も連絡をしないと、「差し押さえ」まで一気に進みます。市は「多くの人が期日までに納付している。公平を保つために一日でも遅れれば、差し押さえしてもいいことになっている。相談の連絡がない方には差し押さえ通告を出している」と言います。さらに「通知を出しているが電話はしていない」「連絡がないからといって訪問はしていません」と、一律・機械的「差し押さえ」を当然視しています。

個別の実情を十分把握し納税方針を

八千代市債権管理条例第3条では、市は滞納者に対し「早期納付を促すとともに、滞納発生の原因や生活状況の把握に努める。納付交渉や調査などを通じて・・・資力の有無を的確に見極めた上で徴収方針を策定」と規定しています。

地方税の徴税業務にも当てはまる国税庁の「税務運営方針」でも、「納税者に親切に接し、苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない」と規定しています。

八千代市の機械的な対応は、前出の条例や方針に反します。機械的な「差し押さえ」を改め、個別の実情を十分把握したうえで納税方針をつくるなど、住民に信頼される税務行政を確立することが必要です。